

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：関東化学株式会社 會田 恵介)

化学物質に関する法律で令和3年6月から令和3年8月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)関係

1) 新規化学物質の公示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第4号(令和3年7月30日付官報)により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項第2号から第5号に該当するものであると判定された新規化学物質の名称が、新たに公示されました。

(通し番号932~1137/206物質)

【経済産業省ホームページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/kokuji_210730.pdf】

【製品評価技術基盤機構ホームページ】

https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/R03_kashinhoushinikouzi.html】

2. 労働安全衛生法関係

1) 新規化学物質の名称の公表

厚生労働省告示第254号(令和3年6月25日付)により、労働安全衛生法第57条の4の規定に基づき届出があった「新規化学物質」の名称が192件公表されました。

(通し番号：29244~29435)

【厚生労働省法令等データベースサービス】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210625K0070.pdf>】

3. 医薬品医療機器等法 関係

1) 指定薬物の追加

厚生労働省令第105号(令和3年6月17日付)により、次の2物質が「指定薬物」に指定されました。

① N - $\{1$ -[2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}- N -フェニルプロパンアミド及びその塩類

② メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1 H -インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類

(施行日：令和3年6月27日)

【厚生労働省法令等データベースサービス】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210617I0050.pdf>】

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00021.html】

2) 指定薬物の追加

厚生労働省令第142号(令和3年8月25日付)
により、次の3物質が「指定薬物」に指定されました。

- ① エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1*H*-インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
 - ② 2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類
 - ③ 2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-オン及びその塩類
- (施行日：令和3年9月4日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210825I0010.pdf>】

【厚生労働省ホームページ：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212475_00023.html】

以上